|  |
| --- |
| 防火（防災）管理業務委託状況報告書  広島市　　　消防署長  管理権原者  住所  氏名（法人の場合は、名称及び代表者）  防火（防災）管理業務の委託（下記参照）にあたり、受託者に対し、次に記載する「防火（防災）管理上必要な業務の内容」を明らかにした文書を交付し、「防火（防災）管理上必要な事項」の説明を行いました。 |
| 【防火（防災）管理業務を適切に遂行することができない理由】 |
| 【防火（防災）管理上必要な業務の内容】  ・消防計画の作成、見直し及び変更に関すること  ・避難施設等の管理に関すること  ・消火、通報及び避難訓練の実施に関すること  ・消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検・整備の実施に関すること  ・火気の使用等危険な行為の監督に関すること  ・収容人員の適正な管理に関すること  ・防火（防災）管理業務従事者に対する指示、監督に関すること  ・その他、防火（防災）管理者として行うべき業務に関すること |
| 【防火（防災）管理上必要な事項】  ・防火対象物の位置、構造及び設備の状況に関すること  ・防火（防災）管理体制及び自衛消防組織の編成等従業者の配置等に関すること  ・従業員等に対する防火上必要な教育の状況に関すること  ・消火、通報及び避難訓練の実施状況に関すること  ・その他防火（防災）管理上必要な事項 |

記

|  |
| --- |
| 防火（防災）管理業務の委託に係る権限付与書  委託者（管理権原者） |
| 住所 |
| 氏名（法人の場合は、名称及び代表者） |
|  |
| 受託者（防火管理者） |
| 住所 |
| 氏名 |
| 防火（防災）管理業務の委託に際し、次の権限を付与します。 |
| 【付与する権限】  ・消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限  ・避難施設等に置かれた物を除去する権限  ・消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限  ・消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限  ・不適切な工事に対する中断、器具の使用停止、危険物の持ち込みの制限に関する権限  ・収容人員の適正な管理に関する権限  ・防火（防災）管理業務従事者に対する指示、監督に関する権限  ・その他、防火（防災）管理者の責務を遂行するために必要な権限 |